

## I 連携協働による地域再生の推進

### 1 活力ある地域づくりと観光交流の拡大

**（１）歴史的環境の保全・整備によるまちづくりの推進に係る特例措置の創設  
（所得税、法人税、登録免許税、個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税）**

我が国の貴重な歴史的資産と周囲の歴史的環境を一体として保全・整備し、歴史、文化等を活かしたまちづくりを推進するため、市町村が策定し、国土交通大臣の認定を受けた「歴史的環境保全整備計画（仮称）」に定められた歴史的重要な施設について、以下の特例措置を創設する。

1. 個人・法人が保有する歴史的重要な施設又はその敷地に係る固定資産税・都市計画税の課税標準  $1/2$ （一定の場合には非課税）
2. 個人・法人が歴史的重要な施設の整備に関する事業の用に供する土地等を地方公共団体又は歴史的環境保全整備機構<sup>（注）</sup>に譲渡する場合の1500万円の特別控除（所得税・法人税）

（注）歴史的環境保全整備機構（新設）：市町村長の指定を受けて歴史的環境の保全・整備によるまちづくり活動を行うNPO法人、公益法人

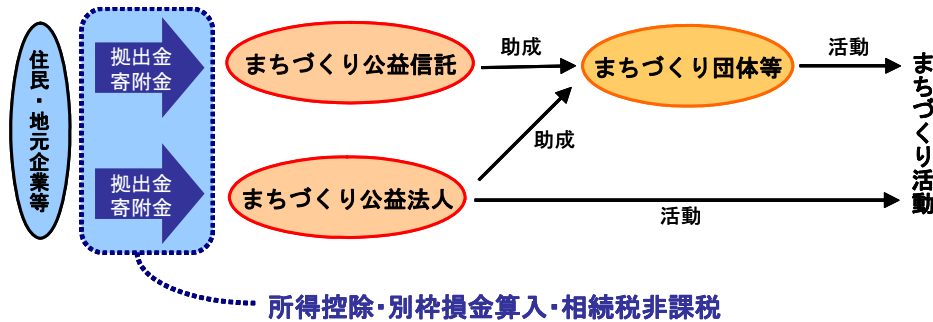
3. 歴史的環境保全整備機構が歴史的重要な施設又はその敷地を取得する場合（施設を復元する場合を含む）の登録免許税・不動産取得税の非課税措置



<歴史的重要な施設のイメージ>

**（２）まちづくり公益法人・公益信託に係る特例措置の創設（所得税、法人税、相続税、法人住民税、事業税）**

まちづくり活動を主たる目的とする公益法人やまちづくり公益信託に対する寄附金・拠出金について法人税の別枠損金算入等の特例措置を講ずる。



**（３）既成市街地の再編に資する土地区画整理事業等に係る不動産取得税の特例措置の拡充（不動産取得税）**

既成市街地の再編に資するため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等に係る不動産取得税について、以下の特例措置の拡充を行う。

1. 土地区画整理事業において、換地の取得等として非課税とされる対象に、従前家屋の除却の日又は仮換地の使用収益開始の日から2年以内に仮換地又は換地の上に代替家屋を取得した場合を追加する。

○不動産取得税：非課税（従前家屋価額相当分を超える部分を除く。）

2. 第一種市街地再開発事業及び防災街区整備事業でやむを得ない事情又は過小床により転出する場合において、代替資産を権利変換期日以前の1年以内を取得している場合に特例措置を適用する。

○不動産取得税：課税標準について従前資産価額相当分控除

3. 市街地再開発組合等が第一種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物等を取得した場合の納税免除措置を以下のとおり拡充する。

①敷地の譲渡期限

⇒取得から3年以内→4年以内

②敷地及び施設建築物の譲渡対象者

⇒地方公共団体等を追加

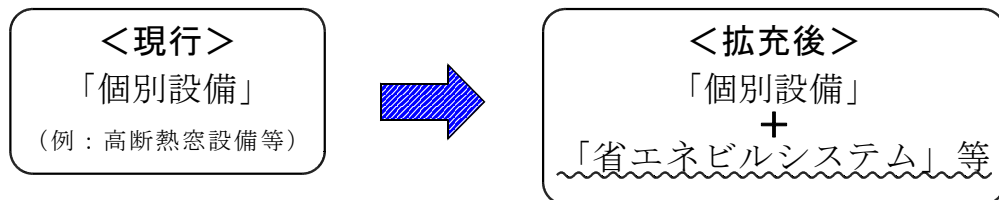
○不動産取得税：納税免除

## Ⅱ 地球環境時代に対応したくらしづくり

### （１）エネルギー需要構造改革投資促進税制の延長及び拡充（エネルギー利用革新税制）（所得税、法人税、法人住民税）

地球温暖化防止に向けて業務部門のCO<sub>2</sub>排出量の削減を図るため、エネルギー需給構造改革投資促進税制を拡充し、従来より対象としている個別設備に加え、省エネ効果の高い窓等の断熱と空調、照明、給湯等の建築設備から構成される「省エネビルシステム」等を新たに対象に追加する。

○法人税・所得税・法人住民税：特別償却30%（中小企業者等については税額控除7%との選択が可能）



## Ⅲ その他

○ 除害施設等に係る特例措置の延長（所得税、法人税、固定資産税）